

東京都動物愛護管理審議会会議録

1 日 時

平成26年 1月 9日 (木曜日)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時18分

2 場 所

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

3 出席委員 (50音順、敬称略)

	氏 名	所 属 等
◎	林 良博	独立行政法人国立科学博物館館長
○	東海林 克彦	東洋大学国際地域学部教授
	有田 芳子	主婦連合会副会長
	内山 晶	公益財団法人日本動物愛護協会常任理事・事務局長
	木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
	日柳 政彦	公益社団法人日本実験動物協会理事
	琴尾 隆明	練馬区副区長
	小松 泰史	公益社団法人東京都獣医師会副会長
	崎田 克康	公益社団法人日本愛玩動物協会事業部長
	塩村 あやか	都議会議員
	永井 俊子	一般社団法人東京都小学校PTA協議会副会長
	堀 宏道	都議会議員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
	村松 満	八王子市副市長
	山口 千津子	公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員

◎ 会長 ○ 副会長

4 議 事

- (1) 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (答申案)
- (2) 答申
- (3) その他

(午前10時00分 開会)

○中谷健康安全部長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第4回東京都動物愛護管理審議会を開会させていただきます。

本日は、足元のお悪い中、また早い時間から御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は東京都福祉保健局健康安全部長の中谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条によりまして、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本日の出欠でございますが、加藤委員、西崎委員から御都合により御欠席の御連絡を承っております。本審議会の委員数が17名でございます。現在の出席数は15名で、定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

次に、お手元でございます資料の確認をさせていただきます。資料1から資料4までを御用意してございます。御確認をいただければと存じます。よろしいでしょうか。何かございましたら、事務局までお申しつけいただきたいと思っております。

傍聴者の方にお伝えさせていただきます。カメラ撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これからの進行につきましては、林会長をお願いいたします。

○林会長 皆様、おはようございます。

それでは、これから審議に入ります。本日の議題は「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について(答申案)」ということで、本審議会の答申案を御審議いただくこととさせていただきます。

平成25年10月18日に、第3回審議会を行いましたけれども、そこで取りまとめました答申素案について、皆様御存じのようにパブリックコメントを実施いたしました。本日は、そのパブリックコメントでいただいた御意見も踏まえて審議を行い、答申を取りまとめたいと思っております。

それでは、事務局から早速ですが、資料の説明をいただきたいと思っております。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 東京都福祉保健局健康安全部 環境衛生事業推進担当課長の澁谷でございます。本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、御説明をさせていただきます。お手元の資料1を御用意ください。

こちらは「東京都動物愛護管理審議会答申素案に対する意見募集の概要」ということで、パブリックコメントの結果の概要をお示ししたものでございます。募集期間は、平成25年11月29日から12月12日までの2週間でございます。プレスリリース、また東京都のホームページ、Twitter等で告知を行っております。

結果でございますが、資料1にありますとおり、募集期間内に電子メール116通、ファクシミリ16通、郵送2通で、合計134通が都民等から寄せられました。いただいた御意見の数ですが、お一人あたり複数の御意見をいただいておりますので、延べ意見数としましては、434件となっております。こちらの数字でございますが、前回答申をいただきました平成18年度に本審議会で実施したパブリックコメントで寄せられた御意見の3倍を超えるたくさんの御意見をいただきました。

各項目に寄せられた意見数でございますが、答申素案のつくりは、第1から第5までの構成となっております。やはり最も多く御意見が寄せられましたのは、第5の「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」というところで、216件でございます。

主な御意見の例としましては、幼齢な犬猫の販売等の制限や、ペットショップ等での動物販売禁止、御意見としては「生体販売」と書かれていますが、それに関する御意見。また、東京都動物愛護相談センターでの収容動物の取扱いと致死処分方法や譲渡の拡大について、に関する御意見などが寄せられております。

いただいた御意見の詳細と、御意見に対する本審議会の考え方につきましては、資料2にまとめておりますので、そちらを御覧ください。また、資料2の右の列「意見に対する考え方」ということで、寄せられた御意見に対する本審議会の考え方となりますが、こちらは、事務局で回答案を作成させていただいております。それでは、資料2について御説明させていただきます。また、御意見を踏まえて答申案の中で修正した部分については、資料4の答申案本文も合わせて後ほど御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、資料2の1ページ、答申素案の「第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況」に寄せられた御意見でございます。第1では、動物飼養の現状と社会状況として主にこの度の動物愛護管理法の改正や動物愛護管理基本指針の改正について記述をしている部分でございますが、いただいた御意見の中には、ちょっとこの部分に馴染まないような御意見もいくつか寄せられています。中には、法律の内容への反対意見もありましたけれども、こちらは「現状と社会状況」について記述している部分でございますので、答申案の修正は行わず、原案のとおりとさせていただきます。

また、この第1の部分におきましても、例えば、幼齢な犬猫の販売等の制限についていくつか御意見をいただいているのですが、この御意見は、答申素案の「第5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」のところでも、同じ御意見をいただいておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

次に、2ページからでございますが、こちらは「第2 動物愛護管理行政の現状」に対する御意見でございます。こちらにもいただいた御意見の中で、この該当箇所に馴染まない御意見がいくつかありました。やはり、ここはあくまでも現状に関する記述をしている部分でございますので、原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、3ページから「第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況」に寄せられた御意見でございます。第3は、推進計画に基づく、これまでの東京都の取組状況について記述をしている部分でございます。寄せられた御意見の中には、これまでの東京都の取組とは異なる記述に修正を求める御意見もいくつかありました。第3は、これまでの取組状況を記述している部分でございますので、原案のとおりとさせていただきます。なお、第3では、実験動物施設の実態把握等、いくつか御意見をいただいております。こちらにつきましては、「第5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」のところでも、同様の御意見が寄せられていますので、そちらで御説明をさせていただきます。

続きまして、9ページでございます。「第4 法改正に伴う新たな検討課題」に寄せられた御意見です。こちらで例えば多頭飼育の届出制につきましては、東京都の現状に鑑みて届出制を導入する必要はないとしていることに、賛成の御意見、反対の御意見をそれぞれいただいております。多頭飼育の届出制につきましては、動物の種類ごとの飼育管理の内容が異なること、動物の種類ごとの合理的な頭数設定が困難であるということがあります。また、多頭飼育の問題は、頭数ではなくて、あくまで飼い主の飼い方、適正に飼養できないことに起因しているということで、今後、地域における各関係機関の連携協力により対応することが重要であり、その検討を重ねていくべきものであるという方向性を示していただいております。こちらにつきましては、平成24年12月の第2回審議会におきまして、ただいま申し上げた趣旨から、東京都の現状に鑑みて多頭飼育の届出制を条例で規定する必要はないとおまとめいただき、中間報告で、お示しをいただいているところでございます。以上のことから原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、11ページから「第5 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」に寄せられた御意見でございます。この第5に、一番多くの御意見が寄せられています。

それでは、代表的な意見としまして、いくつか御紹介いたします。12ページを御覧ください。まず、幼齢な犬猫の販売等の制限について、都民への周知を行うべきという旨の御意見が寄せられています。こちらにつきましては、その御意見の趣旨は既に原案に盛り込まれているものと考えております。これは第3回の審議会でいただいた御意見等と同じ内容が寄せられたところでございますが、既に盛り込まれているということで答申素案をまとめていただいたところでございます。

少しページをめくっていただきまして17ページになりますが、この56日齢規制について東京都条例の改正により国に先駆けて実施すべきという旨の御意見をいただいております。出生後56日を経過しない犬及び猫の販売等の制限について、改正法により規定されたところでございますが、この制度を円滑に施行して、全ての犬猫等販売業者に遵守してもらうため、法では附則により、昨年9月1日の改正法施行後3年間は出生後45日、それ以降の別に法律に定めるまでの間は、出生後49日を経過しない犬及び猫の販売等を禁止する、と経過措置を設けております。販売日齢制限の規定が設けられた理由としましては、幼齢の動物を、特に犬猫を生後早い段階で親兄弟等から引き離してしまうと、問題行動が生じやすくなってしまったためと国から示されておりますが、生後何日間、親等と引き離していけないかということは、昨今の飼育環境の変化や、取り扱われる品種の変化などを踏まえまして、どの程度の日数が必要であるかというのを、まだ十分に解明されていない部分があるということで、これから国において検証されていくこととなっております。加えて、この規制を遵守させるためには、生年月日の証明など販売規制の担保措置について充実させる必要があるとしているところでございます。こうした改正法また附則の内容、また国の考え方等に鑑みまして、現行の法体系の中では、法律を上回る規制を条例で定めることはできないと事務局としては考えております。そのため、このような回答案とさせていただきます。

また、同じく17ページですが、動物の販売禁止、寄せられた御意見では「生体販売の禁止」といただいておりますが、ペットショップや動物繁殖業者などでの動物の販売そのものを禁止すべきであるという旨の御意見をいただいております。動物の販売につきましては、これを業として営む場合は、第一種動物取扱業の登録が必要であると法律によって定められているところでございます。法律により、登録されれば、動物の販売を業として営むことができるという考えです。現行の法体系の中で、既に法律によって明確に規定されていることについて、例えば、その法律に反する規制を定めることはできないものと考えております。そのため、「御意見としてお聞きします」という回答案とさせていただきます。

次に、13ページに戻っていただきまして、飼い主のいない猫対策について寄せられた御意見です。都から区市町村へ行く支援について具体的な内容を明記すべきという旨の御意見をいただいております。本審議会は主に施策の方向性について審議を行っておりまして、各施策の具体的な内容につきましては、本審議会の答申を踏まえまして、施策の方向性に沿った形となるよう、東京都において検討すべきものであるという内容の回答案を作成しております。目標を達成するための手法というのは、実際に施策に取り組む際に、よりよい方法を検討して実施することが効果的であると考えます。そのため、原案のとおりとさせていただきます。

続いて、13ページ、14ページでございますが、動物の遺棄・虐待への対応についての御意見もいただいております。こちらは、動物の遺棄について都が定義付けすべきであるという旨の御意見をいただいておりますが、動物の遺棄は犯罪となりますので私どもで判断することはできません。そのため、司法判断の積み重ねと、その内容を警察と共有していくことが対応には必要であろうと審議会で御審議いただいているところかと存じます。警察との連携強化についての御意見も寄せられておりますが、その趣旨はもう既に盛り込まれておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

続きまして15ページ、少数の意見ではございますが、犬猫によるいろいろな被害があるということで、犬や猫を害獣として認識すべきであるという御意見や、16ページになりますが、飼い主のいない猫は駆除すべきであるといった御意見も寄せられております。一方で、野良猫も自由に暮らせるようにすべきという御意見も寄せられているところでして、飼い主のいない猫対策の一層の推進が必要であろうと考えております。

次に、18ページを御覧ください。こちらは、実験動物施設の実態把握等に関する御意見が寄せられています。答申案の本文では、実験動物の取扱いについて、外部評価の実施や実験動物委員会の設置などが示されている国の基準等を、管理者等に対して普及啓発していくべきであると審議をまとめていただいております。そのため、寄せられた御意見の趣旨については、既に盛り込まれているようなところもございま

す。18ページの意見に対する考え方で、網掛けとなっているところがございますが、こちらは、災害時対策の面からの実験動物の取扱いについての御意見もいただいております。こちらは、答申の記述としてはあまり明確ではありませんでしたので、御意見の趣旨を踏まえて、修正させていただいてはどうかと事務局として考えております。

21ページでも同様の御意見をいただいております。こちらにも網掛けにしておりますが、いただいた御意見の趣旨を踏まえまして、災害対策における産業動物及び実験動物の対応について盛り込み、答申素案を修正させていただいてはどうかと考えます。

修正案の内容につきましては、資料4の答申案本文を御覧いただければと存じます。答申案の36ページでございます。下から3行目に、御意見を踏まえて「産業動物や実験動物についても、管理者等の自主管理により災害対策を推進することが重要である」という文章を追加いたしました。合わせて、37ページでございますけれども、(施策の方向性)の「イ 災害時の動物救護体制の充実」の一番下でございますが、こちらに「産業動物・実験動物の災害時対策の推進」を追加しております。環境省の告示で、産業動物や実験動物については「飼養及び保管に関する基準」というものが定められておまして、その基準の中には、緊急時に管理者等が産業動物や実験動物による事故や、人への危害、環境保全上の問題を防止するよう努めなければならないと定められております。ですので、こうした対策を推進していくことが重要であるということでございます。

また、答申案の33ページ、34ページにも産業動物と実験動物の適正な取扱いについての記述があるのでございますが、34ページの(施策の方向性)の「エ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応」としまして、産業動物につきましては「畜産業者等への『5つの自由』等動物福祉を考慮した飼養保管管理に関する普及啓発の促進」、一方、実験動物につきましても「実験動物関係団体を通じた『3Rの原則』や飼養保管基準等についての普及啓発の推進」と、前段でも既に記述していただいておりますので、こちらの対応と併せまして、寄せられた御意見の趣旨を踏まえて、先ほど御説明したとおりに修正案を作成させていただきました。

それでは、資料2にお戻りください。

20ページになりますが、東京都動物愛護相談センターで譲渡会を開催すべきという旨の御意見ですとか、いわゆる野良猫の不妊去勢手術を行うべきといった御意見が寄せられております。こちらにつきましては、既に東京都においては実施をしておりますので、意見に対する考え方としては「御意見としてお聞きします」としております。

また、21ページになりますが、災害時の動物の同行避難につきまして、いくつか御意見が寄せられております。災害時の避難所の開設等は、区市町村の役割になるわけでございますが、それぞれ具体的な対応策ですとか内容につきましては、それぞれ区市町村の地域防災計画に基づきまして、地域特性ですとか地域の諸事情による判断、対応があるものと考えますので、東京都で具体的なことは決められません。ただ、東京都としては区市町村に対して支援を行っていく立場でございますので、御意見の趣旨については、既に盛り込まれているものと考えます。

第5の最後ですが、21ページと22ページに、具体的な数値目標についての御意見もいただいております。この度の法改正で、法第35条第4項に「引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して」と明記されたところでもあります。この法改正の趣旨、また国の基本指針改正の趣旨を踏まえますと、これまで東京都が取り組んでまいりました実績とか、今後、動物を取り巻くいろいろな状況を考えますと、現状及び施策の方向性を勘案して、答申案(資料4)の38ページに数値を示しておりますが、こちらは前回の審議会でも御審議いただいておりますのでございまして、妥当な数値目標ではないかと考えております。したがって、原案のとおりとさせていただきます。

あと、「その他の意見(該当箇所を指定せず寄せられた意見)」ということで、22ページからになりますけれども、該当箇所を指定されずに御意見をお寄せいただいた方もいらっしゃいましたので、そうし

た御意見につきましては、こちらにまとめてさせていただいております。第1から第5までに寄せられた御意見と重複する御意見もありまして、こちらでも、飼い主のいない猫対策ですとか、動物の販売禁止、犬猫の販売日齢制限、致死処分方法についての御意見がございますが、こちらに対する考え方は、先ほど御説明したとおりでございます。

あと24ページに、マイクロチップの義務化についての御意見がございますが、これは今回の国の基本指針の見直しで、国が、今後、普及啓発促進ですとか、販売される犬猫にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究することとなっております。このように国が対応を行うこととなっておりますので、「御意見としてお聞きします」としております。

というようなことで、非常に雑駁ではありますが、意見募集の集計結果について、答申素案からの修文箇所も合わせて御説明をさせていただきました。以上でございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントを受けた内容として、今、事務局から御説明いただいたところでありませけれども、これについて、委員の皆様の御意見、御質問はありませんでしょうか。

いかがでしょう。

○塩村委員 すみません。東京都議会議員の塩村あやかです。今、御説明いただいた部分の中での質問ということでのいいのですよね。

多く「御意見としてお聞きします」という文が見られるのですけれども、これは、ただ聞いているだけなのか、それとも反映をするという意味で、今後、きちんと活かしていくという、前向きな捉え方なのか、どのような意味合いの「御意見としてお聞きします」なのかをお聞きしたいです。

○林会長 どうぞ。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 こちらは、あくまでも審議会の答申素案に寄せられたパブリックコメントということで、御意見に対する考え方というのは、本審議会における考え方になります。この考え方の案は、これまで御審議をさせていただいた結果を踏まえて事務局が作成したわけですが、いただいた御意見の中には、審議会として御意見として承ることが厳しいものが確かにございます。ですが、それも貴重な御意見として寄せられているので、御意見としては、本審議会としてお聞きしますということです。

一方で、「御意見としてお聞きします」となっていますが、補足説明を加えているものもでございます。「こういう施策で、これまでも実施しております。」ですとか、そういう説明を加えているものについては、今後、これまでの取組を踏まえて、一部はもちろん反映を検討していくものもあります。なかなか線を引いて分けることは難しいのですが、事実や、審議会のこれまでの議論とは異なる御意見については、審議会として検討していくことは難しいので、あくまでも御意見として受けとめています。

○塩村委員 あと、結構、国の方針に従うみたいなのが多くて、あまり見ていくと変わった部分というのは結構こちらで網かけで出ていたりとかするのですけれども、それは2カ所しかなかったりとかするわけで、本当にパブコメ、都民の皆さんの意見が活かされているのかなと疑問を持つ人もいると思うのです。

やはり2カ所以上、もうちょっと活かすべきではないかなと思うところも多々あるのです。そういったことに関しては、また今日話し合うことは可能なのでしょうか。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 いただいた御意見につきまして、今、御覧いただいているらっしゃると思うのですが、寄せられた方々によりまして、考え方はさまざまでございます。ですので、例えば、何か具体的にこういうところがというものがありましたら。

○塩村委員 今ですか。

例えば、「繁華街での深夜に売るのは禁止するべきだ」とか、いろいろすぐに反映するのは難しくても、東京ならではの部分がありますので、そういった部分はもうちょっと検討してもいいのではないかなとは思っております。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** 今のところは資料2のどちらの御意見になりますでしょうか。

○**塩村委員** その他の意見です。

ストレートに禁止と書いてあるのですが、それは確かに難しいかもしれません。

○**澁谷環境衛生事業推進担当課長** 22ページの下から2つ目のところですね。

こちら、先ほども御説明したところですが、やはり法体系というところがございまして、国が、今回、法改正の前にも政省令改正を行っていますが、現状を踏まえてそういった改正も行われていると認識しております。動物の取り扱いを業として営む場合、法律によって第一種動物取扱業の登録が必要になるわけです。それによって我が国で認められる行為であることと、事業者には、様々な遵守基準が定められており、それを守らなければならないというところで担保されていると考えている。いただいた御意見に対する考え方としては、「登録については、法の規定に則って行われている」と表現しておりますけれども、なかなかこの限られた紙面の中で御説明するのは確かに難しいのでございますが、そういうことから既に考え方としましては表現させていただいていると考えております。

○**塩村委員** ありがとうございます。

○**林会長** よろしいですか。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○**木村委員** すみません。何かちょっと感想つぼくなってしまうのですけれども。

パブリックコメントの結果を見させていただきまして、都民の方々から非常に厳しい意見とかもいただきました。特に、私が印象に残りましたのは、やはり「動物取扱業があまりいい印象を持たれていないな」ということで、これは動物取扱業に就職する人材を育成しています専門学校教員としても、非常に反省しなければいけないことなのだと強く思っております。

また、56日という犬猫の販売日齢規制に関して、都民の方が非常に強く意見を寄せられているということも見まして、昨年11月29日の国会の環境委員会でも松野委員のほうから、これについて「いつ始まるのだ」みたいな、なかなか興味深いやりとりがありましたけれども、56日にしろ、45日にしろ、結局、何が重要かという、必ずといっていいかわからないですけども、法の目をかいくぐって悪さをする業者というものが出てくると思いますので、やはり一番大事なのは、法律もしくは条例というのは、実効性があるかどうかということです。今後そういう業者があったときの指導監視体制の強化のほうをやっていただきたいと思います。私ももちろん、人材育成の場としてそういうところは厳しく監視して、都と連携して監視していきたいと思いますので、今後、東京都には指導監視体制の強化というものをお願いしたいと思います。

また、専門学校のほうでも、このような意見が寄せられたことを、これは直接学生に伝えるというわけではありませんけれども、これを踏まえて、恥ずかしくない動物取扱業に従事する人材を育成しようと思いました。

これだけ都民の方からいろいろ厳しい意見をいただくと、私としてもちょっとショックなのですけれども、「動物取扱業＝悪い」というイメージを払拭できるように頑張りたいなど、このパブリックコメントを見させていただいて感じた次第です。以上です。

○**林会長** ありがとうございます。御意見として、非常に貴重なものだと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○**東海林副会長** 東洋大学の東海林でございます。

私も意見というのではなくて、ちょっと感想に近いような発言になってしまうのですけれども。ペットといいますか、愛玩動物というと、特にいろいろな御意見をお持ちの方がいらっしゃるって、十人十色といいますけれども、多分、それ以上のところがある中で、非常によく事務局でまとめていただいたのではないかなと思っております。

確かに、いろいろパブリックコメントの御意見がありますが、非常に貴重な御意見だと思うのです。都

民からのこういった御意見は、非常に貴重な御意見だと思うのですけれども、いろいろな意見はあったかもしれないのですけれども、相対的には、かなりいいところのものが答申案として出来上がっているのではないかなと感じている次第です。

この答申案の特筆すべきところというのは、個別に挙げれば切りがないというところもあるのですけれども、総論的な評価で言いますと、2点だけ申し上げさせていただきたいと思うのです。

1つ目は、小さな政府、大きな政府という考え方なのですけれども、いろいろな行政分野がある中で、どういうわけか、動物愛護の分野だけは、大きな政府を目指しているような、そういう感が否めないところがございます。一番いい例が、ちょっと例としてはあまり良くないのですけれども、不幸なことに道端で交通事故に遭っている猫ちゃんがいるときがありますよね。あのときに、皆さんが、都民の方がどうするかというと、御自分で処理をされるというよりは、保健所に、動物愛護管理センターに電話をする。そして処置をしてもらうというのが大多数ではないかと思うのです。ですから、ある意味、本来で言えば、そういった可哀想な猫ちゃんを見たら、都民の方が御自分でまず、何らかの対応をされるという社会が一番望ましい社会ではないかと思うのですけれども、どういうわけか、動物愛護の世界というのは、大きな政府といいますか、とにかく行政頼みというようなところが強いところもあるので、飼い主の意識あるいは飼い主ではない方の都民の意識の向上というのが、やはり重要なのではないかなというところで、そういったところのバランスがよく保たれているのではないかなと答申案は感じている次第です。

2つ目は、それと関連するところなのですけれども、民と官の役割分担。これは都民と行政というよりも、先ほど専門学校の話もありましたけれども、動物愛護団体あるいはいろいろな業界団体と行政機関との役割分担なのですけれども、やはり民間は、特に動物愛護団体というのは、理想を語ってもいいと思うのですけれども、また語るべき役割を持っていると思うのですけれども、行政というのは、少しさめた目線を持ちながら、客観的にコーディネートする立場というものも崩してはいけないと思うのです。ですから、そういった意味で、パブリックコメントで寄せられた意見というのは、非常に貴重な御意見なのですけれども、ある意味、将来的には行政で実現しなければいけないことが多々盛り込まれていると思うのですけれども、現時点においては、やはり中庸といいますか、いいところの路線で非常に現実的な実効性のあるところで収めておいていただいたのではないかなと思います。

ただし、そうは言っても、あまり引けた態度ばかりとっていると、またお役所かと言われるので、やはりコーディネーターであると同時に、あるところではオピニオンリーダーといいますか、先導者的な役割も果たすべきかと思うのですけれども、そういうところも答申案には盛り込まれておりますので、林会長はじめ非常にとりまとめについては、御苦労されたのではないかなと思います。

それから、最後になりますけれども、私、今、大学のほうで教授をやっておりますけれども、併任で公益社団法人日本愛玩動物協会、その会長を務めさせていただいております。ちょっと宣伝になるかもしれませんが、他の愛護団体とはちょっと性格を異にしております、賢い飼い主を増やすためのいろいろな活動をしているという団体になっております。その考え方というのは、いろいろと不幸な犬とか猫とか、ペットがまだまだいるわけなのですけれども、譲渡拡大とか虐待防止という施策は非常に大事な施策で、手綱を緩めてはいけないことだと思うのですけれども、やはりそれだけやっているのは、対処療法なのです。やはり、元を断たないと、水道の蛇口を閉めないと、だだ漏れの状態で水を汲み出しているも仕様がないというところで、やはり、賢い飼い主を増やすとか、適正な業界を育成するといったような原因療法というものが大事なところといいますか、即効性はないにしても10年、20年という単位で考えると、非常に効果の高いところではないかと思うのです。

そういった意味で、この答申案についても、明示的にないにしても、行間にいろいろなところが滲み出ていますけれども、東京都さんには、原因療法といいますか、飼い主教育の徹底、あるいは業界の健全育成というものについても、御配慮をいただければと思っております。

○林会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。

何か、これについて事務局からございますか。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 いろいろ貴重な御意見をありがとうございます。

まさに、今、いただいた御意見の中で、東京都としましては、法体系は法体系であるのですけれども、一方で、業界育成も含めて監視指導の徹底や、普及啓発の強化ということは、実働の部分で実現をしていく部分であろうと思いますので、それは、今後、対応していきたいというところです。また、行政ですとか、様々な団体、あと都民、飼い主の方も含めて、皆さんが、今後、そういった認識を高めていただくという取組も重要であると、全て本審議会の中で御審議もいただき、答申案にも書き表していただいているところでございますので、今いただいた御意見も踏まえて、推進計画を改定する際に検討しながら、反映させていく部分かと考えております。

○林会長 東海林副会長からいただいた御意見、本当に貴重なものだと思います。

日本がこの動物愛護管理に関しては、小さな政府ではなくて、大きな政府のように見えるというのは、まさにそのとおりでございますね。これはやはり、それだけ多くの人たちが国に頼らざるを得ない。あるいは国が法律を改正し、そしてそのもとに条例を作成する、そして基本計画を実行していく地方自治体に頼らざるを得ない、こういう状況がやはりあるということが大きな理由だと思います。それは、もっと民間といいますか、動物の愛護管理に関する団体が大きくなって、どんどん自主的な活動ができるようなそういう国になっていく一つの過程ではないかなと思います。残念ながら、現在はそうではないというのが大きな理由ではないかと思っております。

ただ、私、パブリックコメント、それからそれを踏まえて修正された答申案、この2つを見比べながら、本当に感じたことは、御指摘のように修正するところがあまりない。できたらやはりもっと修正したいという感じがあったわけですが、それは2つの理由でこのような状況になったのではないかと。それはどういうことかと言いますと、まずは、動物の愛護及び管理に関する法律が今度改正されました。先ほど東海林副会長がおっしゃったように、かなり国あるいは地方自治体に期待されているものですから、法律の改正にあたって徹底した論議をしている。

当然ながら法律に反しないように条例というものはつくられるわけですね。それは、私は法律家ではなくて獣医学を学んだ人間ですので、この間も勉強してきたのですが、ちょうど「學士會会報」という雑誌に「『憲法』及び『立憲主義』について」という、佐藤幸治先生という京都大学の名誉教授の方がきちんとしたことを書いておられます。そこに書かれていることというのは、まず、憲法とは何かということですが、「この成文法は個人の自律的存在性を尊重する趣旨に立つ基本的人権を保障し、権力の乱用を防止するための統治構造を定めていること。また、その成文法は法律を含む他の法形式に対して、強い形式的効力をもって優位する。」と書かれています。つまり憲法違反になるような法律というものはつくれませんし、法律違反になるような条例というものはつくれないという仕組みが本当の意味での立憲主義なのです。私たち、すぐにでも何かやりたいということはあったとしても、それは、動物の愛護及び管理に関する法律のもとで地方自治体は条例を定める、あるいは基本計画を立てるわけですから、もし飛び抜けてやってしまうと、それは大きく言えば憲法違反になってしまうこともあるのです。先ほどからの話で56日という販売時の日齢規制は、今度の法律できちんと明記された。これは相当大きな力です。しかし、これについては附則がついているわけです。その附則に反するような条例はつくれない。そういう構造になっているということが、やはり大きいと思うのです。

また、私どもが本日、用意させていただいた答申案に対する諮問は、平成24年8月30日に受けているわけですね。それから実に、この審議会及び、小委員会も設置して審議を重ね、この答申案をまとめたということで、この答申案そのものがかなり粗雑なものではなくて、相当緻密なものになっているので、これ以上、なかなか直すところがないということがパブリックコメントを実施しても、修正するところが少なくなったという大きな理由ではないかと私は考えています。

ただ、「御意見としてお聞きします」というのは、先ほども御質問がありましたけれども、これは幸い

なことに、動物の愛護及び管理に関する法律というのは、5年に1回を目途に見直すということが定まっている法律である。日本のようにこの分野で多くの人が多く意見を持っていらっしゃる場所は、5年経てば、まだ大きな状況が生まれる可能性がある。そのときには、こういったパブリックコメントでいただいた貴重な御意見は、東京都から必要な場合で、東京都民が半数以上の人あるいはもっと多くの人、今はこうだけれども、もう少しこうしたいということが起きたときには、それは国のほうの環境省に働きかけて、そして次の法改正にきちんとした形で盛り込んでいただくということが可能なために、パブリックコメントを実施していると、私は思うのです。

そういう意味で、パブリックコメントがいろいろなところで実施されており、御意見をお聞きしています。ただ、この御意見の中には、先ほど私が申しました立憲主義に基づいた我が国で、明日からすぐにも法律を飛び越えて、条例で何かできないかと期待されているような御意見も多々あるのです。これは無理です。無理だけれども、将来的なお考えとしてお聞きしておきますという態度で、今回の答申案は最終的にまとめられたと私は理解しております。

いかがでしょうか。御意見はございませんか。

どうぞ。

○堀委員 都議会議員、自民党の堀こうどうでございます。

今、会長からお話があったとおりでありまして、私もそう思います。国として法律を制定し、そしてその中に都道府県への措置等が義務付けられて、都道府県はそれを受けて、このような審議会でいろいろな意見を募りながら、かくあるべきという議論を交わすわけでございます。今回、この答申案の中にも、返還・譲渡、致死処分のデータ等々がございますけれども、これを改善していくのだ。これが非常に大きな目標であるのです。

それで、東京都ではこのように議論していますが、この内容が、私は都議会議員になる前に豊島区議会議員を4期務めましたけれども、なかなか各特別区や市町村に伝わっていないなと感じています。そして、各地方自治体で議論をする場がないのです。飼い主のいない猫、地域猫対策については、各地域から意見が上がってきて、これについてどうしようかということは地方議会でも話し合われております。しかしながら、こういった、今回の審議会で議論をされている内容が、各地方自治体では十分伝わっていないし、反映されていない。

ですから、でき得れば、こういった国の法律、そして都の条例、「国の法律が変わったことによって、都もそれを受けてこういった審議内容があるのですよ」ということを各地方自治体で年に1回は審議するようなものを各地方自治体でつくって、やはり下ろしていくという必要があるのではないかと。また、民間レベルで、今、議論があったように、公募で区民も交えて、条例にそれは反映できる、できないは別にしても、やはり各地方自治体で抱える内容というのは、それぞれ都市によって違うでしょうから、そういったものがどれだけ各地方自治体で吸収できるのかということも探っていく必要があると思います。

しかしながら、これを追求していくと、各地方自治体の負担がどうなるのかということにもなっています。ですから、私が思うのは、やはり国で定めるマイクロチップといったものを早目に国に促して、個体を識別することによって、飼い主の責任の所在といったものを明らかにすることによって、各地方自治体の負担も軽くなり、そして動物の命について、もっと真剣に議論できるのではないかと思います。

私は、この審議会の内容というものはすごく有意義だと思いますし、ぜひ各地方自治体にも下ろしていただいて、議論の場をつくっていただくことをこの審議会から促していただければありがたいという意見でございます。よろしく申し上げます。

○林会長 ありがとうございます。

事務局どうぞ。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 ありがとうございます。

まさに今後、本審議会から東京都にいただきます答申に基づいた新たな施策、そういったものを進めて

いくためには東京都と連携した区市町村での取組が欠かせないものと考えております。今も、定期的に区市町村の動物行政担当者と情報交換、意見交換を行っておりますし、また、いろいろ検討する場も設けておりますが、今、堀委員から御意見をいただきましたとおり、本審議会の審議内容、そして、それがまとまった答申につきまして、区市町村に情報提供させていただきたいと思っております。

東京都では答申をいただきましたら、動物愛護管理推進計画を改定することとなるのですが、計画改定の内容について区市町村からの御意見もお聴きしたいと考えておりますし、また、それぞれの地方自治体で取り組むべき普及啓発ですとか、地域の中でのペットの防災対策ですとか、重点的などころも含めて、今後も情報提供や検討の場を充実させていきたいと考えております。

○林会長 ぜひ、御検討いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○山口委員 今まででの先生方の御意見にも重なるところがございますけれども、やはり半分感想なのでございますけれども、ちょっと述べさせていただきます。

パブリックコメントを見ておりましたが、本当にいろいろな御意見があつて、中には、もう既に東京都がやっていることでも、御存じないということもあるということを考えますと、今まで東京都がやっている施策等が十分周知されていなかったのかなというところがあります。

それで、今まで譲渡も増やすように、返還を増やすようにという国の方針でもありますし、それに従って東京都も動くということではあるのですが、それにつきましては、もう少しボランティアをもっと多用すればいいのではないかな。もっとボランティアを活用すれば、一般の方々への周知も、もう少し広まるのではないかな。それでかつ東京都のやっていることの透明性は確保されるのではないかなと思うのです。もちろんボランティアからのチェックも入るとは思いますが、東京都としての方針をやりつつ、もう少しボランティアをうまく取り入れて、官民協働というところをもっと発展させていけば、東京都の透明性も確保されつつ、譲渡も団体譲渡だけではなく、もっと一般に向けてのアピールをもっとすれば、東京都がどれだけ努力しているかということもわかるのではないかなと思います。

そうすれば、もっと民間団体からの、あるいはボランティアからの協力を得て、譲渡数も返還数もなかなか東京都は先を走っておりますので、どっと上がるということは難しいのかもしれませんが、それでも、上げていくことはできるのかなと思います。ですので、この審議会の答申を受けて、動物愛護管理推進計画を改定したら、そういう努力とともに、計画を定めた以上は、先ほど木村委員がおっしゃったように、必ずやっていく、かつ本当にできているかどうかを確認ということをやっていたらと思います。

第一種動物取扱業者は販売時に説明しなければいけないということは、法律に定められていても、その実態は違うということは、私たち多々耳にしておりますので、私自身も実際聞いていますので、ぜひそういうところも、内容が本当にちゃんと実施されているのかどうかという確認等もやっていただければ、東京都の施策はもっと充実したものになるかなと思います。

○林会長 事務局どうぞ。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 ボランティアの方には多大な御協力をいただきながら、今までも取り組んでまいりましたし、今回、御審議いただいておりますこの答申案の中にも、特に譲渡拡大を目指した仕組みづくりの中で、ボランティアの方とは、更に連携を深めていくという方向性を示していただいております。既に東京都では、動物の譲渡について、登録愛護団体ということで、ただ、受けとっていただくだけではなくて、しっかりとした活動ができる団体の皆様と連携を行ってまいりましたが、今後も連携を強化しながら、譲渡の拡大を目指していきたいと考えております。

また、東京都が取り組んでいることが都民の皆様には伝わっていないというところがございますが、これも普及啓発とか、いろいろな広報を通じて、それも充実していかなければならないと考えております。この答申案の中にも含めていただいておりますし、また推進計画の改定の際にも反映させてまいりたいと考

えております。

○林会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

今の山口委員の御意見ですが、私は昨年4月から国立科学博物館の館長をしておりますが、博物館では400名のボランティアの方にいろいろ御協力いただいております。実は、このボランティア活動、日本ではまだまだ成熟していない状況ですから、これから発展させなければいけない。おそらく21世紀の後半になると、ボランティア活動というのは、相当大きないろいろな分野で重要な位置を占めると思うのですが、そのためには、おそらく都の負担が相当増えるだろうと思います。

今、ボランティア400名の方に、満足してボランティア活動をしていただくためには、いろいろな措置が必要で、いろいろな職員の方たちが頑張ってもらっているわけですが、当分は、それを実現させるために、努力をしなければならない。ボランティアを本当に実施すれば、先ほどのお話ではないですけども、小さな都政でよくなる部分もあるかもしれません。だけれども、そうではなくて、それまでの過程は、ボランティアの育成というためには、もっと都の方たちが、努力を払わなければいけないということが起きますので、当分の間、予算とそれから実際におられる都の職員の方々の状況を見ながら、できるところからしっかりやっていただければと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○有田委員 私自身は、パブリックコメントの集計結果を見ていると、寄せられた御意見と意見に対する考え方、両方見ながらも両方納得せざるを得ないと感じました。こういう気持ちはわかるけれども、今の状況ではこうなのだろうなというものを理解しながら見ましたので、あまりこれに対して意見というものはなかったのですが、本当に感想になります。大きな政府小さな政府というような御意見もある中で、それぞれ心ある動物を愛する人たちは、それなりの努力はされていると思うのです。

でも、先ほど、会長がおっしゃったように、日本におけるいろいろな状況から、どうしても東京都のほうに連絡をせざるを得ないようなことがあるというようなことも踏まえながら、本当に会長のお話を伺っていて、ほっとしたというか、ひと安心したといえますか、ボランティアを活かすためにも、これまでもずっと他の分野でも言われてきたのが、小さな政府を目指すためには、一時的に大きな政府にならざるを得ない。そのときに、どう考えるかということ言えば、東京都がこういうものを出すと、近隣の首都圏というか、地方自治体は、東京都を見て動き始めるのです。お金がないので、なかなか動けない。だけれども、東京都が動き始めると、それを倣って、いろいろな基本条例をつくったりしますので、これは非常にすばらしいことだと思っています。

ちょっとつけ加えまして、私自身も猫2匹を飼っていると前回の審議会でも申し上げましたが、それは千葉の野良猫と山梨の野良猫の譲渡先を探している人から引き受けて、今、育てているのです。条件がそろえば、そういうことはできるし、去勢手術ももちろん自治体の補助も一部いただいていますけれども、自分のお金で行っている訳ですから、そういう人をどれだけ増やしていくかということも必要だと思いますけれども、東京都の姿勢が近隣にいい影響を及ぼすということで、これからも頑張っていたきたいなと思っています。

○林会長 ありがとうございます。

これについては、もうそのとおりだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 ありがとうございます。

○林会長 はい。どうぞ。

○小松委員 先ほどのボランティアの育成なのですが、非常にこれは大事なことなので、これは折角ですので、私、意見なのですが、東京オリンピックが7年後ということなので、やはり動物に関して、日本は先進国であるべきだと思っていますので、7年後の目標ということで、動物愛護のボランティアの健全な育成をしていただければと思います。

○林会長 おっしゃるとおりですね。

日本はボランティア活動が弱い国だと言われてはいますが、実際には、スポーツ関係、特にマラソン関係だけで、先日の新聞報道によれば、延べで800万人もの人がボランティア活動をしているのですね。全国でいろいろなマラソン大会をやっていますけれども、今度、東京オリンピック・パラリンピックのためには、8万人のボランティアを今年から養成すると言っていますし、決してボランティア活動が弱い国ではないだろうと思います。ただ、仕組み的に、先ほど言いましたように、本当にそれだけの予算と、人員をボランティア養成のためにどれだけかけられるかということがあるかと思いますが、できる限りのところでぜひ頑張っていたいただければと思います。

どうぞ。

○永井委員 東京都小学校PTA協議会の永井と申します。

私も、感想ということになりますけれども、答申案の中に「小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援」ということがあります。先ほど、賢い飼い主を増やす活動、あるいはボランティアの普及をいうところでは、大人になってから、こうしなさいと言われても、なかなか身につかないところがあると思うのです。ですから、こういった施策の中で、小さいときから動物に対しての正しい知識あるいはボランティアというものを目指すというところを、教育の中で子供たちに教えていただければ、ありがたいかなと思っています。

○林会長 おっしゃるとおりですね。教育というものは非常に重要だと思います。

もっと環境省、文科省あたりが連携して動物愛護管理に関する施策に取り組んでいただければと思いますが、東京都におかれましても、ぜひ教育に力を入れていただきたいと思います。

もし、御意見がなければ、そろそろまとめたいのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○日柳委員 答申案の内容で実験動物の関係で、ちょっとお礼を申し上げたいと思うのです。

皆様、御承知のように、実験動物方面では、特にマウスが多いのですが、遺伝子改変という手法でもって、いわゆる自然界では存在しない遺伝子背景を持った実験動物というものがつくられております。そういう中で、特にその遺伝子改変動物を使った産業利用という意味では、カルタヘナという条約があって、カルタヘナ法が日本にあります。その中で、いろいろな規制がありますので、実験動物に関わる者は、それぞれの規制の中で、主務官庁の監視の下にあるのですが、その中で、パブリックコメントにもありますが、特に災害時の対応というところが非常に大きく注目されております。東日本大震災の際には、幸いにしてその範囲にある地域のアカデミアと言われるところにおいては、実験動物の逸走が無かったということでは非常によかったわけですが、そういう心配がかなり一般の市民の方々にもあるということですね。

それに対して、寄せられた御意見を踏まえて、答申案を修正していただいたということに対しては、お礼を申し上げたいと思っています。

○林会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○内山委員 日本動物愛護協会の内山でございます。

いろいろな御意見の中で、ほとんどのことを皆さんおっしゃっていただいているのですが、ただ一つだけ東京都にお願いしたいことがあるのです。

私どもの協会に日々数多くのいろいろな電話相談がまいります。その中で、よくお聞きするのが、動物の虐待に関することで、我々が対応して、明らかに虐待であろうと思われる事例であっても、それを交番に行ったときに取り上げてくれないということが結構あるのです。それはもちろん東京都だけではなく、他の地方からもあるのですね。

先ほど、都民の方に周知が足りないのではないかというお話がありましたけれども、行政の中でも足りていないのではないかというのが、我々、動物愛護団体職員としての感想です。そういう感想を持ち続け

ておりますので、その辺をもう少し何とかしていただけたらと思います。

それと、もう既に盛り込まれていることに対するコメントがいろいろ寄せられてきて、そういう対応をされているのですけれども、ただ、それだけそのことについて関心が高いということですので、また、先ほどありました5年後の見直しとか、そういったものに、できるだけ都からも反映できるような、何らかの形で発信できるようなことを考えておいていただけたらありがたいと思います。以上です。

○林会長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。やはり、警察の方、随分昔に比べたら対応はよくなってきているのですけれども、まだまだそうではないという状況があるというのは、おっしゃるとおりですね。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 今回、改正法の中でも、動物の遺棄・虐待について罰則が強化されますので、飼い主の方、都民の方に普及啓発を行うとともに、警察を含めた行政機関がきちんと動けるような仕組みづくりを、本審議会でも御審議いただいておりますが、関係機関の連携を更に強化してまいりたいと考えております。それはぜひ、改定します推進計画の中の中でも、検討して記載させていただきたいと思っております。

○林会長 はい。他によろしいですか。

もしよろしければ、そろそろ皆様の最終的な御意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

○塩村委員 すみません。こちらのほうの説明もあるのですか。

これから説明があった後に、また意見を言う時間があるのでしょうか。

○林会長 ここでもし御意見があれば、答申案の修文すべきところは、すぐおっしゃっていただければと思います。

○塩村委員 説明がこれからあるのですか。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 いえこれで。

○塩村委員 では、今、言っておかないといけないという。

○林会長 そうですね。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 答申案の中での御意見であれば言っていたいただいたほうが。

○塩村委員 では、何点かあるので、よろしいですか。

○林会長 どうぞ。

○塩村委員 5日齢のところで、この間の審議会が終わった後にもかなりいろいろ言わせていただいて、意見とか、盛り込んでいただけて、本当にありがとうございます。

業者さんのほうに関しては、ほほいいのではないかなという形で入ってはいるのですけれども、33ページ、業者さんのほうにはいろいろ入っているのですが、逆に飼い主さんのほうへも周知のほうをぜひ入れていただきたくて、何となくは入ってはいるのですが、言葉として「動物取扱業者」を「飼い主」に変えて「遵守」を「趣旨」に変えて、周知することが重要であるという一文をぜひ加えていただきたいなと思っております。飼い主さんのほうです。

○林会長 それだけですか。

○塩村委員 29ページですね。ごめんなさい。

3の(1)動物の適正飼養の啓発と徹底のところです。ここは多分、飼い主さんの部分も入ってはいると思うのですけれども、こここのところに、業者さんの部分に入れていただいている部分の文言を少し変えて、同じく、そのまま。

5日齢の大切さを、条例では憲法違反になるから難しいということだったのですけれども、オリンピックもありますし、動物愛護というのは、日本は世界に比べて、残念ながら遅れているというような状況ですので、条例では難しいとしても、石原環境大臣も認めていますことから、ぜひ言葉を変えて、33ページの「動物取扱業者」を「飼い主」に変えて、「遵守」を「趣旨」にして周知をすることが重要である

という一文を加えていただきたいなと思います。

○林会長 はい。動物取扱業者に対するところの記述を飼い主のところにも入れるということですね。

○塩村委員 そうですね。ただ、普及啓発で。

○林会長 この段階になると、具体的にどこをどう修文するというのをおっしゃっていただくと非常にわかりやすいのですが。

○塩村委員 わかりました。

では、ちょっと一瞬お待ちいただく間に、他の方よろしいですか。

○林会長 よろしいですか。他の方の御意見はありますか。

そもそもこの審議会に出てこられるときに、最後のこの審議会の役割を考えると、ここの部分をこう直したいとかという御提案のほうが、より建設的なのです。それを言っていて、私どもで修文できるところは、修文させていただきたいと思うのですが、いかがですか、事務局。

どうぞ。東海林副会長。

○東海林副会長 おそらく、今日の審議の趣旨というのは、パブリックコメントを踏まえて、どれを修文するかという議論だと思うのです。我々個人の委員の意見というのは、前回の審議で、多分終了ということで、正式なものとして、都民の皆さんに答申素案をお示しましたので。

そうは言ってもちょっと忘れてしまったところがあるかと思しますので、そういったところは、確かに委員の意見として、修文というのはあると思うのですが、基本的には、今回の審議で修文するというのが、パブリックコメントを踏まえて必要があるかどうかというところに議論を集中したほうが生産的な議論ができるのではないかと思います。

それから、多分、個々別々に議論をすると、てにをはの議論になるかと思しますので、御主旨だけ例えばこの場で総論的に審議させていただいて、あとは私のほうとしては、会長のほうに一任ということでも構わないと思っているのですが、いかがなものでしょうか。

○林会長 そのようにさせていただきますと、大変ありがたいなと思います。

そういうことでよろしいですか。

○塩村委員 私もこれは読んでの意見でして、56日齢のところは、特に規制の周知徹底より明確にすべきであるとか、この部分というものを周知していくべきだという意見が非常に多い内容になっておりますので、業者にだけしたところで、先ほどおっしゃったように、蛇口を閉めるという意味では大切なのですが、都民の皆様にも、やはり都のほうからこういう56日齢の大切さを広めていくという意味で、これはぜひ業者さんだけでなく、都民の方にも56日齢の大切さ、幼齢のときには、親や兄弟と一緒に過ごして、社会性を身につけるといふところを周知をしていくというようなところをぜひ入れていただきたいなという意味合いで、決して私がこうするべきだという意見でもあることはあるのですが、個人的な意見というよりは、パブコメを読んで強く思ったことでもありますので、今回、最後にぜひお願いしたいなと思っておりまして。ですので、「動物取扱業者」のところを「飼い主」に、「遵守」を「趣旨」にかえて周知することが重要であるというところにやっていただきたいなと思っております。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 この56日の部分は、やはり法律で規定されている部分で、事業者に対してかかる部分、これは規制でして遵守しなければならない。

ですが、都民の方、一般市民の方には、この規制があるということは当然、普及啓発の中で改正された内容については、周知をしていきますので、できればこのままお願いしたいと思っています。

○林会長 ということでよろしいですか。

よく読んでいただければ、業者さん以外に対しても、結構言葉は尽くされていると私は思うのですが、まだそれでも足りないということであれば、どのように修文したらいいかということになるのです。

○東海林副会長 私も実は56日の話ですとか、そこは非常に大事なことだと思って、業者が規制を守るといふことはもちろんなのですが、早期母子分離ということの問題の重要性というか、深刻さという

ものを飼い主の方々、特に飼い主になられる前の方々が十分に認識することのほうがよほど重要だということでは、塩村委員と御意見は全く同一でございます。

ただし、答申案を確かに読ませていただくと、事務局から説明がありましたように、その辺の趣旨というものは、かなり徹底されているところがあるかと思えます。この答申を踏まえて、多分、これから東京都さんがいろいろなパンフレットをつくられて、都民の方に周知されたり、あるいは飼い方の講習会、しつけの講習会、いろいろなことをやられると思うのですけれども、その辺で重点的に運用のほうでそこを強調してやっていただくというものを、一つ的手段としてあるのではないかと思います。

○林会長 という御意見ですが、いかがですか。

○塩村委員 本当にそうならばいいなと思っているのですけれども、一文直す程度で入れて、最終的に都のほうでそうやっていくというような意見であれば、では一文加えていただいてもいいのではないかなとは思っております、条例にしろという意見ではなくて、子どものときに、母親とか兄弟犬と一緒にいることが大事だというようなところを、やはり都民の皆さんというか、消費者という意味ですけれども、皆さんがちょっとずつでも理解をしていかないと、5年先、7年先にそれが皆さんに浸透しているとも思えないですし、消費者が欲しがれば、重要性がわからずに、それは小さいほうがかわいいですから、欲しがってしまえば、ニーズがあるということで、いつまでたっても56日というところがいろいろな抵抗にあってしまって、なかなか浸透していかないとしますので、ぜひ一文加えていただきたいなと思っております。

必ずわかるよという意味ではなくて、機会があるごとにやっていただくという意味合いも込めまして、割とやんわりとした提案の内容になっておりますので、ぜひ御検討いただきたいなと思っております。

○林会長 事務局どうぞ。

○中谷健康安全部長 ありがとうございます。

今、お話がございました56日齢規制については、先ほど来、出ておりますように、国のほうの法令改正の中でも、段階的に、今後、いろいろと研究しながら進めていくということでございまして、今、お話のございました遵守については、これは規定としてございますので、動物取扱業者、犬猫等販売業者に対して、きちんと指導していくということで、これは対応してまいりたいと思っております。

また、都民の方に対しては、この規定そのものの内容も含めて、今後に向けて、こういった内容が盛り込まれておりますということを普及啓発してまいりたいと考えております。今回も法令の改正については、56日齢規制だけではなくて、そのほかの部分もございまして、56日齢規制ということだけを言ってしまうと、これもまたちょっとそういう意味では、法の改正の趣旨とも違う部分がございますので、なかなかその部分を取り出して、例として入れるというのはいかがかなと考えておまして、できれば、先ほど東海林副会長のほうからお話がございましたとおり、私どものほうとしても、今回の法律の改正については、きめ細かい部分もございまして、様々な都民の方への啓発の場で、細かく御説明していかねばいけない部分かなと考えておりますので、それは推進計画の改定の内容も含めて、きちんと運用の中で対応をさせていただきたいと考えてございます。

ですので、審議会の答申については、このような形で十分に記載いただいているのではないかと事務局としては思っております。

○林会長 どうぞ。

○塩村委員 56日規制というか、56日齢の大切さを広めていくということではなくて、幼齢動物とか、その辺の部分の親と過ごす、兄弟と過ごす、社会性を身につける、その辺の大事なところをきちんと入れていただければと思っているだけです、56日齢規制、8週齢規制を周知させるという分ではなくて、大切な部分を入れていただきたいなと思っております。ですので、動物の生態という部分が29ページにあるのですけれども、動物の適正飼養の啓発と徹底のところ。その部分に含まれるようなと考えていくしかないのかなと思うのですが、都のほうでやっていくとおっしゃってくださっている、それを信じ

て引くしかないのかなとは思いますが、とても重要なところだと思いますし、これは徹底と言ったらおかしいですけども、本当に消費者というか、都民の皆様にはわかっていただかなければ、何回も言いますけれども、小さい動物がかわいい、ショーケースの中に子犬が並ぶ、いつまでたっても変わらない。世界から見たときに、日本のペットショップはおかしいという状況が変わっていかないと思うのです。

ですので、言葉を先ほど言った形で入れていただけたらいいなと思うのですけれども、ここまで言うためであればしょうがないので引くのですけれども、ぜひとも運用の部分で動物の生態、習性、この部分で運用の部分で入れていただいて、何とかしていただきたいとは思っております。

これはすみません。厚生委員会でも何回も食い下がっているところで、本当に申しわけないのですけれども、よろしく願いいたします。

○中谷健康安全部長 ありがとうございます。

私も、重要性についても十分認識しておりますので、運用の中できちんと対応させていただきたいと考えております。

○林会長 29ページから30ページにかけて、終生飼養から始まって、本当にこと細かにどうしたら動物の愛護及びきちんとした管理が達成できるのか、記載されています。

とりわけこの間、幼齢動物については、終生飼養する場合にでも、非常に大切なことでございますので、ぜひ運用のところで都として頑張っていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

それでは、皆様いかがでしょうか。今、お手元でございます答申案、これを答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、答申としてまとめさせていただきました。

本審議会は、先ほど申し上げましたように平成24年8月に東京都知事から諮問をお受けしておりますが、本日までに、審議会は4回、そして小委員会が6回開催されました。本当に慎重な審議を重ねてきたと思います。委員の皆様におかれましては、長期間にわたりまして、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

○中谷健康安全部長 ありがとうございます。

それでは、答申について御了承いただきましたので、林会長から東京都に対しまして、答申書をお渡しいただきたいと思っております。

ただ今まで東京都の川澄福祉保健局長が同席しておりましたが、急用でどうしても席を外さざるを得なくなりました。大変僭越ではございますが、答申書は林会長から私のほうでお渡しをいただくということで、お願いをしたいと思います。

委員の皆様には、ただ今、事務局から答申書の写しを机上に配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

それでは、林会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○林会長 それでは、答申書を読み上げさせていただきます。

25福保健環第1110号。平成26年1月9日。東京都知事代理副知事 安藤立美殿。東京都動物愛護管理審議会会長 林 良博。東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について(答申)。平成24年8月30日付24福保健環第735号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

(答申書手交)

○中谷健康安全部長 林会長、どうもありがとうございました。

それでは、ここで東京都を代表しまして福祉保健局長からのごあいさつをさせていただくのですが、私のほうで局長からこの場で皆様方にごあいさつをさせていただく内容を預かっておりますので、代読をさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいま林会長より、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について、答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、平成24年8月の諮問以降、精力的に御審議をいただき、本答申をまとめていただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

ただ今いただきました答申では、これまでの都の取組の進捗状況を御評価いただき、動物愛護管理法等の改正を踏まえて、今後取り組むべき課題を整備していただきました。

東京都動物愛護管理条例の理念であり、動物愛護管理法の改正で新たに盛り込まれた人と動物の共生社会の実現のためには、まだまだ取り組むべき課題が山積をいたしております。本答申では、この課題に定める今後の施策の方向性を示させていただきました。

お示いただきました施策の方向性について、都、区市町村、事業者、ボランティアと関係団体、そして都民がそれぞれの役割のもと、積極的に事業を推進してまいりたいと存じます。

東京都は、この答申や審議会での委員の皆様のお意見を真摯に受けとめまして、これまで取り組んでまいりました様々な施策のさらなるステップアップを図り、東京都動物愛護管理推進計画を改定したいと考えてございます。

今後とも、東京都の動物愛護管理行政に引き継ぎの御理解と御支援をお願い申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

川澄福祉保健局長の代読でございます。ありがとうございました。

○林会長 ありがとうございます。

今後、東京都におかれましては、この答申を踏まえて動物愛護管理推進計画を改定していただき、さらに先進的で積極的な動物愛護管理施策を推進していただきたいと思っております。

また、この答申については、これはホームページ等に掲載して、広く一般の方々に知っていただきたいと考えています。先ほどもそういう御意見がありましたけれども、これは非常に重要だと思っておりますので、いろいろな方法で広く公開していただきたいと思っておりますが、事務局はよろしいでしょうか。

○澁谷環境衛生事業推進担当課長 かしこまりました。

○林会長 それが一つ。それからパブリックコメントで寄せられた貴重な御意見、これに対して、この審議会がどのように考えてこういう答申をつくったのかということも、やはりきちんと公開する必要があるだろうと考えます。

パブリックコメントで寄せられた御意見について、審議会からの回答も含めて、これも公開したいと思っておりますが、今日少しいただいた論議も踏まえたほうがいいと思っておりますので、その内容については私にお任せいただけますでしょうか。

(異議なし)

○林会長 ありがとうございます。それでは、パブリックコメントについては、そのようにまとめさせていただきます。

本日の議題は、ここまでとお聞きしていますが、その他に何か委員の皆様あるいは事務局からございますか。よろしいですか。

それでは、これで本日の審議会については全て終了となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

○中谷健康安全部長 林会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長期間、また本日も長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

(午前11時18分 閉会)